

担当	職業安定局外国人雇用対策課 課長 小川 誠 課長補佐 森實久美子 電話：03-5253-1111(内線5766) 03-3503-0229(夜間直通)
----	---

## 外国人雇用状況報告(平成16年6月1日現在)の結果について

### 1 趣旨

厚生労働省では、平成5年度から、**外国人労働者の雇用状況について事業所から年1回報告を求める「外国人雇用状況報告制度」**を実施している。

本制度は、事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものである。

今般、本制度に基づき、**平成16年6月1日現在**で、外国人労働者を雇用している(以下「直接雇用」という。)か、又は外国人労働者が労働者派遣、請負等により事業所内で就労している(以下「間接雇用」という。)事業所から管轄の公共職業安定所に提出された報告を集計し、別添のとおり取りまとめた。

なお、本制度は、従業員50人以上規模の事業所については全事業所、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象に、公共職業安定所が報告を求めているものである。

### 2 報告の概要

#### (1) 報告を行った事業所及び外国人労働者の概要(→別添：1(1)、P.4)

イ 本年度は145,346事業所に対して報告を求めたところ、外国人を雇用していない事業所を含め、報告書の提出があったものは90,623所、そのうち外国人労働者を直接雇用しているか間接雇用している事業所は24,678所であった。

(注) 前年の報告と比べると、送付事業所数は5.6%減少したが、提出事業所数は16.9%増加しており、送付事業所に占める提出事業所の割合(回収率)は、50.4%から62.3%へと増加した。一方、提出事業所に占める外国人雇用事業所の割合は、前年の29.9%から27.2%へと減少した。

ロ 報告を行った事業所のうち、外国人労働者を直接雇用していると報告を行った事業所は22,127所であり、179,966人の外国人労働者について報告を受けた。(→別添：1(2)、P.4)

- ① 産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く、事業所数で全体の約5割、外国人労働者数で約6割を占めた。
- ② 事業所規模別では、事業所数、外国人労働者数ともに「100～299人」規模が最も多い。
- ③ 1事業所当たりの外国人労働者数の平均は8.1人(前年7.6人)であった。

#### (2) 直接雇用の外国人労働者の属性(→別添：2、P.5)

イ 男女別では、男性が全体の約5割強を占めた。

ロ 出身地域別では、「東アジア」及び「中南米」がそれぞれ3分の1強を占め、次いで「東南アジア」が1割強となっている。平成5年度の調査開始以来はじめて「東アジア」が「中南米」を上回った。なお、中南米出身者のうち約9割を「日系人」が占めている。

ハ 在留資格別では、日系人等、就労に制限のない「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」（以下「就労の制限なし」という。）が全体の約半数を占め、次に、特定の範囲で就労可能な、いわゆる「専門的・技術的分野の労働者」（以下「専門的・技術的分野」という。）が約2割を占めた。そのうち約6割は「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格であった。

（注） 「専門的・技術的分野の労働者」とは、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能といった、就労活動に制限のある在留資格を有する労働者をいう。

ニ 職種別では、「生産工程作業員」が最も多く、全体の6割近くを占め、次いで「専門・技術・管理職」となっている。

ホ 正社員率（「正社員」とは、「期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者」をいう。）は全体では24.5%であり、前年の25.8%に比べ低下した。職種別にみると、「営業・事務職」、「専門・技術・管理職」で高く、「販売・調理・給仕・接客員」、「生産工程作業員」で低い。

### (3) 直接雇用の外国人労働者の産業別、事業所規模別特徴（→別添：3、P.7）

イ 産業別では、「製造業」、「サービス業」において、「中南米」出身者及び在留資格「就労の制限なし」の割合が大きい。「飲食店、宿泊業」、「卸売・小売業」では、「東アジア」出身者及び在留資格「留学・就学（アルバイト）」の割合が高いという特徴が見られた。また、「教育、学習支援業」では「北米」出身者及び「専門的・技術的分野」の在留資格の割合が大きい。

ロ 事業所規模別では、規模が大きくなるほど「生産工程作業員」、「特定活動（技能実習生）」の割合が低下するのに対し、相対的に「専門・技術・管理職」、「北米」及び「ヨーロッパ」出身者、「専門的・技術的分野」及び「留学・就学（アルバイト）」の在留資格の割合が増加する傾向が見られた。

### (4) 直接雇用の外国人労働者の入職、離職状況（→別添：4、P.9）

過去1年間の入離職の状況は、入職者が106,926人、離職者が81,345人であり、直接雇用の外国人労働者に占める割合は、それぞれ59.4%、45.2%であった。

### (5) 主として労働者派遣・請負事業を行っている事業所（→別添：5、P.10）

外国人を直接雇用している事業所22,127所、外国人労働者179,966人のうち、主に労働者派遣・請負事業を行っている事業所は2,035所、外国人労働者50,944人であり、それぞれ直接雇用全体の9.2%、28.3%を占めた。

### (6) 地域別の事業所数、外国人労働者数及びその特徴（→別添：6、P.10）

都道府県別にみると、事業所数は東京、愛知、神奈川、大阪、静岡の順で、外国人労働者数は東京、愛知、静岡、神奈川、大阪の順で多く、いずれもこれら上位5都府県で全体の約5割を占めている。

### (7) 今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所の状況（→別添：7、P.11）

報告を行った事業所のうち、今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所の数は3,743所で、全体の15.2%であった。

**(8) 間接雇用について(→別添：8、P.12)**

外国人労働者を間接雇用していると報告を行った事業所は 5,135 所（これには「直接雇用と間接雇用のいずれの形態も有する事業所」と「間接雇用の形態のみを有する事業所」が含まれる。）であり、これら事業所で就労する外国人労働者は 132,436 人であった。

- ① 産業別では、事業所数、労働者数ともに「製造業」が最も多く、外国人労働者のうち約 9 割が「製造業」で就労していた。
- ② 事業所規模別では、事業所数、労働者数ともに「100～299 人」規模が最も多かった。
- ③ 1 事業所当たりの外国人労働者数は 25.8 人(前年 25.1 人)であった。

(注) 本年度より、インターネットを通じた報告（電子申請）を可能としたところ、送付事業所のうち電子申請により報告を行った事業所は、1,376 所（送付事業所に占める割合 0.9%）であった。

## 外国人雇用状況報告結果(平成16年6月1日現在)

### 1 報告を行った事業所及び外国人労働者の概要

#### (1) 総数(表1)

今回の結果は、平成16年6月1日現在で、外国人労働者を直接に雇用している(以下「直接雇用」という。)、又は外国人労働者が労働者派遣、請負等により事業所内で就労している(以下「間接雇用」という。)事業所からの報告を集計した結果であり、本年度は、145,346(対前年比5.6%減)事業所に対して報告を求めたところ、外国人を雇用していない事業所を含め、報告書の提出があったものは90,623所(同16.9%増)、そのうち外国人労働者を直接雇用しているか間接雇用している事業所は24,678所(同6.6%増)であった。提出事業所に占める外国人雇用事業所の割合は、27.2%(前年の29.9%から減少)となった。

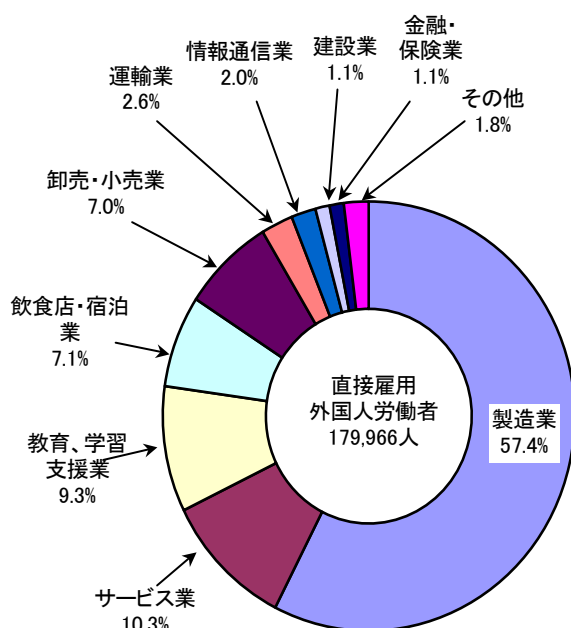
#### (2) 直接雇用(表2、表3)

外国人労働者を直接雇用しているとして報告を行った事業所は22,127所であり、179,966人の外国人労働者数について報告を受けた。

##### ① 産業別

産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く11,188所(構成比50.6%)、103,234人(同57.4%)、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が2,526所(同11.4%)、18,567人(同10.3%)、「卸売・小売業」が2,496所(同11.3%)、12,592人(同7.0%)、「教育、学習支援業」が1,124所(同5.1%)、16,794人(同9.3%)、「飲食店、宿泊業」が1,041所(同4.7%)、12,723人(同7.1%)であり、これら上位5分類で、事業所数で全体の約8割、外国人労働者数で約9割を占めた(図1)。

図1 産業別外国人労働者数の割合(直接雇用)



このうち「製造業」についてみると、「輸送用機械器具製造業」〔事業所数1,306所(製造業に占める構成比11.7%)、外国人労働者数28,060人(同27.2%)〕、「食料品、飲料等製造業」〔1,782所(同15.9%)、18,626人(同18.0%)〕、「電気機械器具製造業」〔1,053所(同9.4%)、9,308人(同9.0%)〕、「衣服・その他の繊維製品製造業」〔1,550所(同13.9%)、10,186人(同9.9%)〕などに従事する外国人労働者が多い。

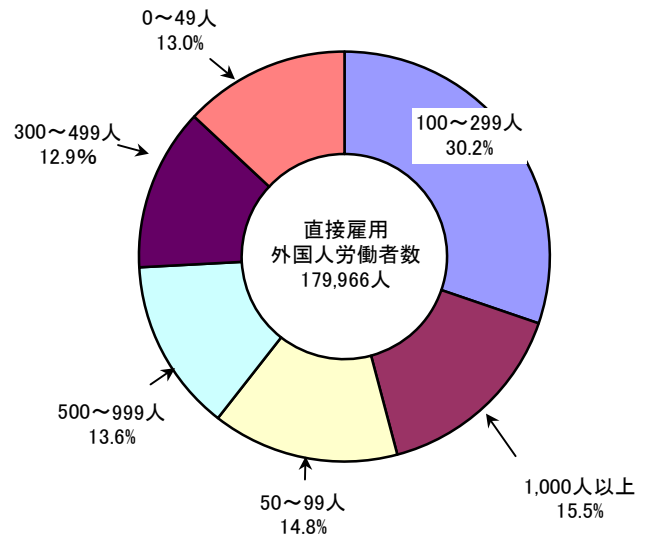
また、「情報通信業」では「情報サービス業」〔事業所数773所(情報通信業に占める構成比83.2%)、外国人労働者数2,946人(同82.5%)〕、「飲食店、宿泊業」では「一般飲食店」〔事業所数550所(飲食店、

宿泊業に占める構成比 52.8%)、外国人労働者数 10,380 人(同 81.6%)]、「教育、学習支援業」では「学校教育」[事業所数 947 所(教育、学習支援業に占める構成比 84.3%)、外国人労働者数 12,665 人(同 75.4%)]、「サービス業(他に分類されないもの)」では「その他の事業サービス業」[事業所数 965 所(サービス業(他に分類されないもの)に占める構成比 38.2%)、外国人労働者数 9,761 人(同 52.6%)]に従事する外国人労働者が最も多く報告された。

② 事業所規模別

事業所規模別では、「100～299人」規模が事業所数 6,344 所(構成比 28.7%)、外国人労働者数 54,416 人(同 30.2%)、「50～99人」規模が 5,472 所(同 24.7%)、26,638 人(同 14.8%)で、これら 2 分類で事業所数、外国人労働者数ともに約 5 割を占めた(図 2)。

図2 事業所規模別外国人労働者数の割合(直接雇用)



③ 1事業所当たり外国人労働者数  
外国人労働者数を事業所数で除した1事業所当たりの外国人労働者数は 8.1 人(前年 7.6 人)であった。

2 直接雇用の外国人労働者の属性

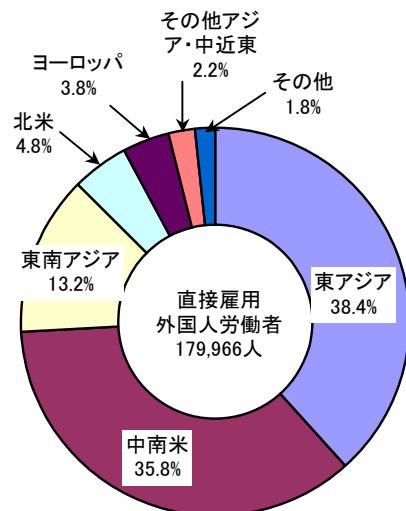
(1) 男女別(表 4)

男女別では、男性 99,946 人(構成比 55.5%)、女性 80,020 人(同 44.5%)となっている。

(2) 出身地域別(表 4)

出身地域別では、「東アジア」地域出身者が 69,078 人(構成比 38.4%)と最も多く、次いで「中南米」地域出身者が 64,405 人(同 35.8%)、「東南アジア」地域出身者が 23,770 人(同 13.2%)の順となっており、平成 5 年度の調査開始以来はじめて、「東アジア」地域出身者が「中南米」地域出身者を上回った。(図 3)。なお、「中南米」地域出身者のうち、「日系人」は 57,301 人であり、中南米地域出身者のうちの 89.0%を占めた。

図3 出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)



**(参考) ここでいう各出身地域に含まれる国は、以下のとおり。**

東アジア……中国(香港等を含む。)、韓国

東南アジア…フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、カンボジア、ラオス、シンガポール、ブルネイ

その他アジア・中近東……インド、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、ネパール、モンゴル、イラン、トルコ、イスラエル等

北米……アメリカ、カナダ

中南米……ブラジル、ペルー、ボリビア、アルゼンチン、コロンビア、パラグアイ、メキシコ、チリ等

ヨーロッパ…イギリス、フランス、ロシア、ドイツ、ルーマニア、イタリア、ウクライナ、スペイン、アイルランド、スウェーデン、オランダ、スイス、ポーランド等

その他……ガーナ、ナイジェリア、エジプト等のアフリカ諸国、オーストラリア、ニュージーランド等のオセアニア諸国

**(3) 在留資格別 (表 4)**

在留資格別では、日系人等、就労に制限のない「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(以下「就労の制限なし」という。)は 94,860 人(構成比 52.7%)と全体の約半数を占め、次いで、特定の範囲で就労可能な、いわゆる「専門的・技術的分野の労働者」(以下「専門的・技術的分野」という。)は 34,143 人(同 19.0%)となっており、両者合わせて全体の約 4 分の 3 を占めた。

「専門的・技術的分野」のうち、「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格は 20,432 人(専門的・技術的分野に占める構成比 59.8%)と約 6 割を占めている。

**(参考) 「専門的・技術的分野の労働者」は、以下の在留資格を有する労働者が該当する。**

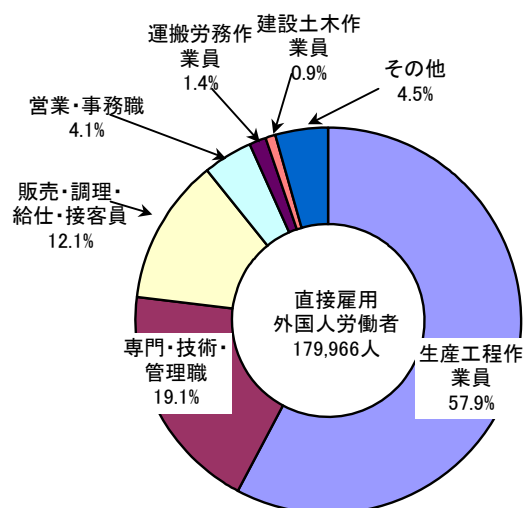
教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能

**(4) 職種別 (表 4)**

職種別では、「生産工程作業員」が 104,235 人(構成比 57.9%)と最も多く、次いで「専門・技術・管理職」が 34,292 人(同 19.1%)、「販売・調理・給仕・接客員」が 21,694 人(同 12.1%)となっている。この 3 職種で全体の約 9 割を占めた(図 4)。

これら 3 職種はいずれも前年から増加したが、特に「専門・技術・管理職」と「販売・調理・給仕・接客員」が、対前年比でそれぞれ 22.4%増、21.5%増と高い伸びを示した。

図4 職種別外国人労働者数の割合(直接雇用)



(5) 職種別正社員率（表5、表6）

直接雇用の外国人労働者のうち正社員として雇用される者の割合（以下「正社員率」という。）をみると、全体では24.5%であり、前年(25.8%)に比べ低下した。ここでいう正社員とは、「期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者」のことである。したがって、外国人労働者のうち約7割が、雇用契約に期間の定めがあったか、あるいは所定労働時間が通常の労働者より短かったことになる。

職種別にみると、「営業・事務職」（正社員率68.9%）、「専門・技術・管理職」（同52.6%）は正社員率が高く、「販売・調理・給仕・接客員」（同6.1%）、「生産工程作業員」（同17.0%）は正社員率が低い。

また、産業別にみると、正社員率は「サービス業(他に分類されないもの)」が32.2%、「教育、学習支援業」が27.6%、「卸売・小売業」が25.4%、「製造業」が20.9%、「飲食店、宿泊業」が7.6%となっており、「飲食店、宿泊業」が低くなっている。業種別にみた場合においても、それぞれで概ね「営業・事務職」及び「専門・技術・管理職」の正社員率が高くなっている。

事業所規模別にみると、「50～99人」で28.4%となっており、相対的に正社員率が高くなっている。

### 3 直接雇用の外国人労働者の産業別、事業所規模別特徴

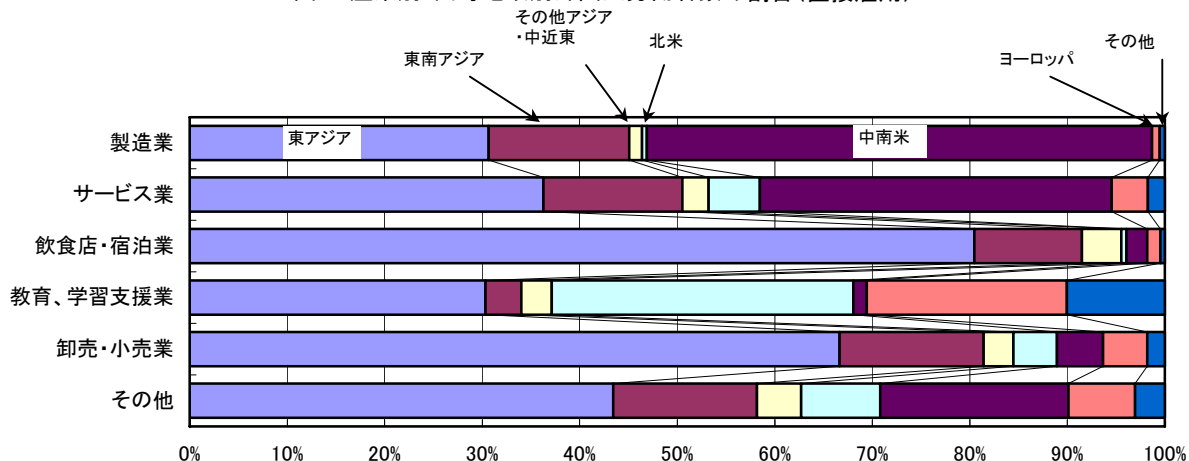
(1) 産業別特徴（表7）

産業別にみると、「製造業」では、「中南米」出身者が53,496人で51.8%を占め、在留資格別では「就労の制限なし」が69,148人（構成比67.0%）であり、職種別では「生産工程作業員」が92,183人（同89.3%）で最も割合が高い。

「サービス業」では、「東アジア」（6,738人、構成比36.3%）や「中南米」（6,701人、同36.1%）が多く、在留資格別では「就労の制限なし」が10,964人（同59.1%）であり、職種別では「生産工程作業員」が7,614人（同41.0%）で最も割合が高い。

「飲食店、宿泊業」では、「東アジア」出身者が10,239人で80.5%を占め、在留資格別では「留学・就学（アルバイト）」が8,682人（構成比68.2%）であり、職種別では「販売・調理・給仕・接客員」が11,831人（同93.0%）で最も割合が高い。

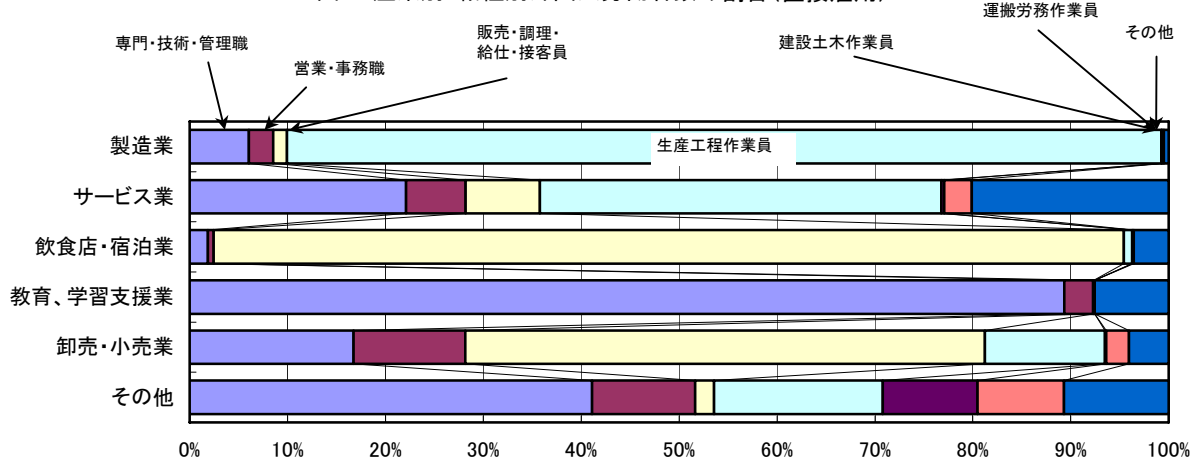
図5 産業別・出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)



「教育、学習支援業」では、「北米」出身者が 5,190 人で 30.9%を占め、在留資格別では「専門的・技術的分野」が 11,350 人（構成比 67.6%）であり、職種別では「専門・技術・管理職」が 15,005 人（同 89.3%）で最も割合が高い。

「卸売・小売業」では、「東アジア」出身者が 8,391 人で 66.6%を占め、在留資格別では「留学・就学（アルバイト）」（5,071 人、構成比 40.3%）や「就労の制限なし」（3,874 人、同 30.8%）が多く、職種別では「販売・調理・給仕・接客員」が 6,683 人（同 53.1%）で最も割合が高い（図5、図6）。

図6 産業別・職種別外国人労働者数の割合(直接雇用)



(2) 事業所規模別特徴（表8）

本報告は、原則として 50 人以上規模の全事業所に公共職業安定所が報告を求めるとともに、49 人以下規模の事業所については、地域の実情や行政上の必要性に応じ、報告を求めているところである。この点を踏まえ、事業所規模別の特徴を精査して捉えるため、ここでは、50 人以上規模事業所に限定して記述することとする。

「50～99 人」規模は 50 人以上規模計の外国人労働者数の 17%を占めた。これを出身地域別にみると、「東アジア」（構成比 41.3%）、「東南アジア」（同 17.9%）が、50 人以上規模計〔「東アジア」（同 36.7%）、「東南アジア」（同 12.5%）〕に比べて高くなっている。在留資格別にみると、「特定活動（技能実習生）」（同 21.7%）が、50 人以上規模計（同 9.2%）に比べて高い。職種別にみると、「生産工程作業員」（同 70.1%）が、



50人以上規模計(同 55.7%)に比べ構成比が高くなっている。

「100～299人」規模は、50人以上規模計の34.8%を占め、最も外国人労働者数が多い。出身地域別では「中南米」(構成比 42.8%)、在留資格別では「就労の制限なし」(同 62.0%)、職種別では「生産工程作業員」(同 67.1%)、の割合が、それぞれ50人以上規模計〔「中南米」(同 37.4%)、「就労の制限なし」(同 54.3%)、「生産工程作業員」(同 55.7%)〕に比べて高くなっている。

一方、「1,000人以上」規模をみると、出身地域別では「東アジア」(構成比 52.9%)等の割合が50人以上規模計(同 36.7%)に比べて高く、「中南米」出身者(同 13.3%)の割合が50人以上規模計(同 37.4%)に比べて低くなっている。在留資格別にみると、「専門的・技術的分野」(同 38.6%)、「留学・就学(アルバイト)」(同 31.2%)が50人以上規模計(それぞれ同 20.1%、同 15.5%)と比べて高くなっている一方、「就労の制限なし」(同 26.8%)が50人以上規模計(同 54.3%)と比べて低くなっている。職種別では「専門・技術・管理職」(構成比 39.7%)、「販売・調理・給仕・接客員」(同 30.8%)の割合が50人以上規模計(それぞれ同 20.3%、同 13.3%)に比べて高くなっている一方、「生産工程作業員」(同 14.7%)の割合が50人以上規模計(同 55.7%)に比べて低くなっている。

事業所規模が大きくなるほど、「特定活動(技能実習生)」、「生産工程作業員」の割合が低下し、「北米」及び「ヨーロッパ」出身者、「専門的・技術的分野」及び「留学・就学(アルバイト)」、「専門・技術・管理職」の割合が高くなる傾向がみられる(図7、図8)。

図7 事業所規模別・出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)

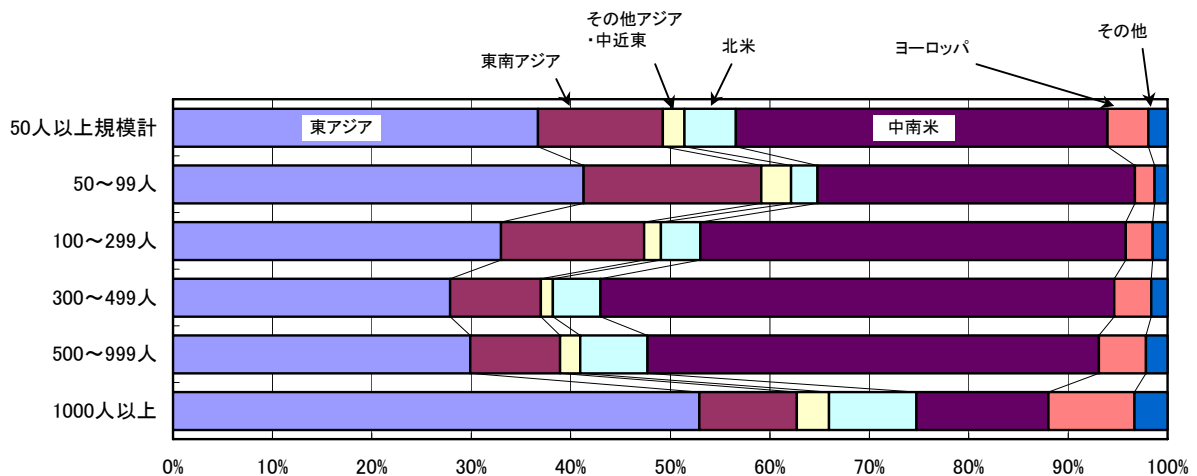
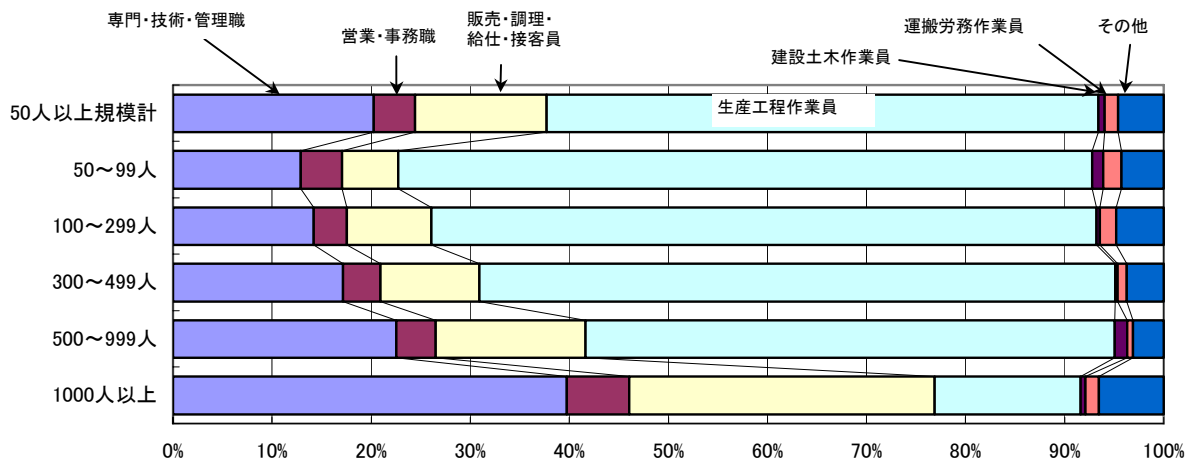


図8 事業所規模別・職種別外国人労働者数の割合(直接雇用)



#### 4 直接雇用の外国人労働者の入職、離職状況(表9)

過去1年間の入離職の状況は、入職者が106,926人、離職者が81,345人であった。入職率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去1年間に直接雇用によって雇い入れられた者の数(雇入れ数)の割合)は59.4%、離職率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去1年間の離職者数の割合)は45.2%、入職超過率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去1年間の雇入れ数から離職者数を引いた数の割合)は14.2%で、前年に比べ、それぞれ1.3%ポイント、1.0%ポイント、0.4%ポイント上昇した。

#### 5 主として労働者派遣・請負事業を行っている事業所の外国人労働者雇用の状況(表10、表11)

外国人を直接雇用している事業所22,127所、外国人労働者数179,966人のうち、主に労働者派遣・請負事業を行っている事業所(以下「派遣・請負事業所」という。)は2,035所、外国人労働者数は50,944人で、構成比はそれぞれ9.2%、28.3%を占め、前年に比べ、それぞれ0.6%ポイント、1.5%ポイント下回った。一事業所あたりの外国人労働者数は25.0人であり、派遣・請負事業所以外(6.4人)に比べて約4倍となっている。

事業所規模別に見ると、事業所数・外国人労働者数ともに「100~299人」規模が最も多く、事業所数704所(構成比34.6%)、外国人労働者19,765人(同38.8%)であった。

また、出身地域別、在留資格別、職種別では、派遣・請負事業所に直接雇用されている外国人労働者は、それぞれ「中南米」(41,002人、構成比80.5%)、「就労の制限なし」(46,084人、同90.5%)、「生産工程作業員」(44,465人、同87.3%)、が最も多い。

#### 6 地域別の事業所数、外国人労働者数及びその特徴

##### (1) 都道府県別特徴(表12)

##### ① 直接雇用

直接雇用で外国人労働者を雇用している事業所数は、東京都(4,585所)、愛知県(1,582所)、神奈川県(1,374所)、大阪府(1,300所)、静岡県(1,199所)の順で、外国人労働者数は、東京都(33,815人)、愛知県(24,077人)、静岡県(17,603人)、神奈川県(10,451人)、大阪府(9,849人)の順で多い。また、いずれも上位の5都府県で全体の約5割を占めている。

在留資格別に外国人労働者数をみると、「専門的・技術的分野」は東京都(14,568人)が最も多く、「就労の制限なし」は愛知県(18,814人)、静岡県(15,071人)が多い。

② 間接雇用

間接雇用されている外国人労働者数については、愛知県(26,188人)、静岡県(20,328人)、長野県(9,427人)、三重県(9,086人)、岐阜県(8,443人)の順で多く、東海地方とその近接県で上位5都県を占めており、これらで全国の間接雇用の外国人労働者数の5割以上を占めている。

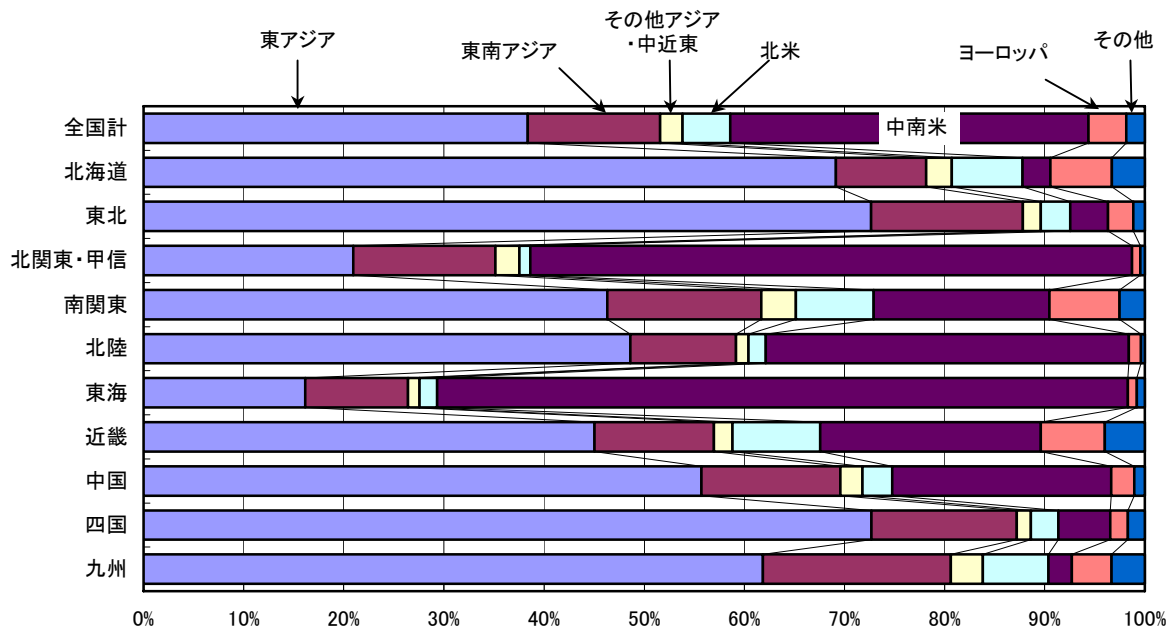
(2) ブロック別特徴 (表13)

外国人労働者数について、ブロック別にみると、「南関東」、「東海」、「近畿」、「北関東・甲信」の順に多くなっている。

これらのうち、「東海」、「北関東・甲信」は、出身地域別では「中南米」(それぞれ構成比69.0%、60.1%)、在留資格別では「就労の制限なし」(同77.6%、77.3%)、職種別では「生産工程作業員」(同82.7%、83.2%)、がそれぞれ最も高くなっている。

「南関東」、「近畿」は、出身地域別では「東アジア」(それぞれ構成比46.3%、45.0%)、在留資格別では「就労の制限なし」(同42.8%、38.5%)、「専門的・技術的分野」(同32.1%、29.7%)、「留学・就学(アルバイト)」(同21.0%、19.0%)、職種別では「生産工程作業員」(同31.1%、42.7%)、「専門・技術・管理職」(同29.0%、33.2%)、「販売・調理・給仕・接客員」(同22.1%、12.2%)、がそれぞれ高くなっている(図9)。

図9 ブロック別・出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)



(参考) ここでいうブロックは、以下のとおり。

北海道……………北海道  
東 北……………青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島  
北関東・甲信…茨城、栃木、群馬、山梨、長野  
南関東……………埼玉、千葉、東京、神奈川  
北 陸……………新潟、富山、石川、福井  
東 海……………岐阜、静岡、愛知、三重  
近 畿……………滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山  
中 国……………鳥取、島根、岡山、広島、山口  
四 国……………徳島、香川、愛媛、高知  
九 州……………福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

7 今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所の状況（表14、表15）

報告を行った事業所のうち、今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所（以下「雇入予定事業所」という。）の数は3,743所で、全体の15.2%であった。また、産業別にみると、製造業(2,325所)、サービス業（他に分類されないもの）(365所)、卸売・小売業(263所)で、雇入予定事業所が多くなっている。都道府県別にみると、東京都（586所）、愛知県（270所）、静岡県（229所）で雇入予定事業所が多くなっている。

## 8 間接雇用（表16）

外国人労働者を間接雇用していると報告を行った事業所は5,135事業所（これには「直接雇用と間接雇用のいずれの態も有する事業所」と「間接雇用の形態のみを有する事業所」が含まれる。）であり、雇用されている外国人労働者数は132,436人であった。

### ① 産業別

産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く（それぞれ3,901所（構成比76.0%）、121,076人（同91.4%））、大部分を占めている（図10）。

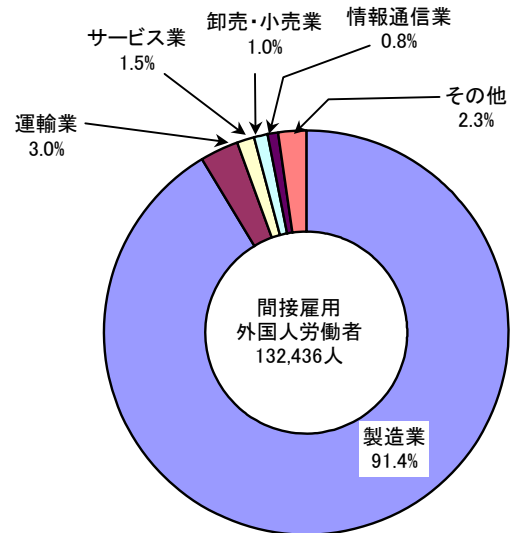
### ② 事業所規模別

事業所規模別にみると、「100～299人」規模が、事業所数1,739所（構成比33.9%）、外国人労働者数45,753人（同34.5%）で最も多かった。

### ③ 1事業所当たりの外国人労働者数

1事業所当たりの外国人労働者数は、25.8人（前年25.1人）であった。また、50人以上規模の事業所では、29.9人（同29.2人）であった。

図10 産業別外国人労働者数の割合（間接雇用）



## 9 過去10年間の外国人労働者雇用の推移（表17～表19）

本調査における過去10年間の産業別、事業所規模別、職種別、出身地域別、在留資格別推移は表17から表19のとおりである。

## 参考資料〔表1～表19〕について

### 【注意事項】

以下の参考資料は、外国人労働者の雇用状況について事業所ごとに年1回報告を行う「外国人雇用状況報告制度」の結果をもとに取りまとめたものである。

本制度は、事業主の協力に基づくものであり、外国人労働者を雇用している事業所を全数把握しているものではないことに御留意願いたい。

なお、本制度は、従業員50人以上規模の事業所については全事業所を、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所（各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定）を対象に、公共職業安定所が報告を求めているものである。

以上の点を踏まえた上で、以下の参考資料〔表1～表19〕を参照されたい。

### 【用語の解説】

#### 1. 雇用形態について

- ①直接雇用；事業所において直接雇用契約を交わして労働者を雇っている場合のこと。
- ②間接雇用；直接雇用以外の形態で、労働者派遣、請負等により事業所内で就労している場合のこと。

#### 2. 職種について

##### ①専門・技術・管理職

研究者、技術者、弁護士、公認会計士等の専門的・技術的職業及び会社・団体の役員、会社・団体の管理職員等の管理的職業。

##### ②営業・事務職

営業の活動に従事する者及び一般事務員、会計事務員、事務用機器操作員等の営業・事務的職業。

##### ③販売・調理・給仕・接客員

小売店主、卸売店主、販売員、調理人、接客係等の販売・調理・給仕・接客的職業。

##### ④生産工程作業員

一般機械器具組立・修理作業員、衣服・繊維製品製造業者等の製品生産工程作業に従事する職業。

##### ⑤建設土木作業員

建設作業員、大工、配管工、土木作業員等に従事する職業。

##### ⑥運搬労務作業員

貨物の運搬・積み卸し・配達及びこん包等の作業に従事する職業。

##### ⑦その他

①～⑥の職種に属さない職業。

#### 3. 在留資格について

##### ①専門的、技術的分野で就労可能な在留資格

教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能の在留資格

##### ②就労の制限がない在留資格

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の在留資格

#### 4. 正社員について

ここにいう正社員とは、期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週間の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者をいう。なお、技能実習生は、ここでいう正社員には含まれていない。